

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	使用の許可の取消し等	
根拠条例等・条項	堺市立みはら歴史博物館条例第8条第1項	
所管課	博物館 みはら歴史博物館	
処分基準 (処分基準設定の理由)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設管理運営上、他の使用者の使用に支障をきたしたり、迷惑になるなど、施設使用が不相当と認められる者、及び許可を受けた事項を無断で変更し使用する者に対して処分を行おうとするもので、この処分は善良な使用者の使用を保障すると共に適切な施設使用を確保するために行う。 ・ この処分は、本条例第8条第1項に定める各号のいずれかに該当するときに行う。 <p style="margin-left: 2em;">〔堺市立みはら歴史博物館条例第8条（使用の許可の取消し等）〕</p> <p style="margin-left: 2em;">委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第6条第3項各号のいずれかに該当したとき。 (2) この条例又はこれに基づく規程に違反したとき。 (3) 使用の許可に付した条件に違反したとき。 <p>2 前項の規定による使用の許可の取消し等により使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。</p> <p style="margin-left: 2em;">〔堺市立みはら歴史博物館条例第6条第3項（使用許可しない事項）〕</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当するときは、ホール等の使用を許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 建物、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、ホール等の管理上支障があり、委員会が使用を不相当であると認めるとき。 	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	聴聞
	適用除外の場合の根拠	堺市行政手続条例第13条第2項第1号に規定する公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、適用除外の場合がある。